

米国のジョイント・アカウント制度の調査と 日本への示唆

2019/4/25

Contents

1. エグゼクティブ・サマリー	2
2. 本調査の背景(課題認識)	3
3. 本調査の調査手法	4
4. 米国の証券ジョイント・アカウントのタイプおよび特徴	5
5. 米国の証券ジョイント・アカウントに関する主な税制	6
6. 米国の証券ジョイント・アカウントに関する統計的分析に基づく傾向	7
7. 米国における証券ジョイント・アカウントに関する実務	8
8. 日本への示唆	9
9. ジョイント・アカウントの日本への導入にあたっての論点(例)	10
付録:資料集	

- 米国のジョイント・アカウント制度は、自分以外の第三者との資産共有を可能とする制度。銀行口座や証券口座の共有も可能であり、証券会社では2人以上が共同名義人として開設する証券口座がジョイント・アカウントに該当。米国ではその利便性から広く普及しており、証券ジョイント・アカウントが有する資産残高は、家計金融資産(現金等除く)*1の18%を占める(退職積立や教育資金積立などを除いた場合は36%を占める)。
- 証券ジョイント・アカウントは、夫婦間での開設が65%、親子間での開設が30%。その保有資産の内訳は、投資信託31%、株式28%。このことから、夫婦間での資産形成に積極的に活用されていることに加えて、次世代の資産形成や資産移転を目的とした活用も一定数あることが伺える。代表的な証券ジョイント・アカウントは、Joint Tenants with Right of Survivorship(JTWROS)であり、その主な特徴は次のとおり。
 - ジョイント・アカウントの各口座名義人は、口座に対して同等の持分や管理権限を有し、その口座内の資産については自ら寄贈した資金・資産であるか否かに関わらず、資金の引き出しや証券取引を行うことができる。
 - Survivorship(生存者への権利の帰属、以下「生存者権」)が付されている。生存者権とは、一方の名義人の死亡時に、もう一方の生存している名義人へプロベート*2を経ることなく、口座内の財産および口座の持分を引き継ぐ仕組みである。なお、複数の生存者権を有する口座名義人がいる場合は均等に分配される。
- 米国の証券ジョイント・アカウントは、米国の法制度や税制下で成り立つ制度だが、口座や資産を共有し継承する仕組みは、日本の課題を踏まえた金融サービス多様化の一環として検討に値する。具体的には、夫婦・家族間での資産共有による家計金融資産の硬直化の防止、次世代への資産移転の促進、日常的かつ柔軟な投資手段としての活用やシニア世代の詐欺・金銭的搾取への対応などが考えられる。

*1: 保険・年金・定型保証、銀行預金は除く。

*2: 遺産相続における裁判所の検認手続を指す。検認手続を経て相続人へ移転する財産は検認財産(probate property)、検認手続を経ずに移転する財産は非検認財産(non-probate property)と称する。非検認財産は相続から除外される。

- 日本の金融サービス業界は高齢化のリスクに直面しており、金融庁が検討している『高齢社会における金融サービスのあり方*1』の『中間的なとりまとめ』では、高齢化の課題として、長寿化の進展、金融資産の伸び悩み、資産の高齢化(家計金融資産の約3分の2を60歳以上の世帯が保有する等)、などが挙げられている。
- リスクとして、2035年には有価証券保有者のうち70歳以上の割合が50%となり、65歳以上の認知症患者の割合も最大で3人に1人となる可能性が示され、その結果、有価証券全体のうち、最大で15%を認知症患者が保有する可能性を示唆している。加えて、認知能力・判断能力の低下等に伴い、資産構成を状況に応じて効果的に変更できなくなる家計の資産構成の硬直化、などが挙げられている。
- これらの課題・リスク分析をもとに様々な検討がなされており、その中では、長生きへの備えと資産継承などに対応すべく、金融サービスの多様化の必要性が示されている。
- 米国におけるジョイント・アカウント制度が金融サービス多様化への一つの示唆になると思われることから、米国の証券ジョイント・アカウントの制度とその実態についての調査を実施した。

*1: 金融庁、高齢社会における金融サービスのあり方: <https://www.fsa.go.jp/policy/koureisyakai/koureishakai.html> を参照。

統計的分析

- 公表データや独自に収集したデータ*1をもとに、クラスター・サンプリングを用いた推計
- 独自に収集した調査データを母集団としたデータの内訳や属性の分析

制度調査

- 証券ジョイント・アカウントに関連する法規制やその体系を調査
- 贈与税・遺産税に関する米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service) の主要規定の調査
- リーガル・データベースを用いて関連する判例や裁判例の調査

インタビュー・店頭訪問調査

- ファイナンシャル・アドバイザーや顧客担当者へのヒアリング調査
- 専門家へのインタビュー
- 証券会社への店頭訪問調査

*1: 証券口座や顧客属性に関するデータ。これらのデータが内包する資産の総額は、米国の家計金融資産(現預金等除く)の10%程度に相当。

米国の証券ジョイント・アカウントのタイプ

- 証券ジョイント・アカウントは、①Joint Tenants with Right of Survivorship(以下「JTWRORS」)、②Tenants in Common、③Tenants by the Entireties、④Community Property、⑤Custodianship or Guardianshipの5つのタイプ*1に分類されるものの、その8割を①JTWRORSが占める。

JTWRORSの特徴*2

所有	相続	口座の解消 (譲渡等)	口座への担保設定
各所有者は、口座に関する同等の権限と未分割の所有権を有している。	一方の口座名義人の死亡時、生存している口座名義人は、プロベート*3を経ずにその持分を引き継ぐ。	口座の所有権が一方の口座名義人によって譲渡された場合、解消する。	無担保の債権者は、他の口座名義人に対して請求権を有しない。

証券ジョイント・アカウントの用途

- 日常的な投資活動の共有のために活用されており、次世代への資産移転が主目的ではない。
- 米国では、次世代への資産移転の手段としては、その設計の柔軟性の高さから信託が好まれる。但し、信託の設計や管理に相応の専門的知見や費用を要することから富裕層の活用に限られる。そのため、中間所得層ではJTWRORSを資産移転に活用することもある。

*1: Tenants by the Entireties、Community Propertyは、一部の州でのみ導入されている。これは各州の州法の違いによるもの。

*2: 他のタイプの特徴は、付録2を参照。

*3: 遺産相続における裁判所の検認手続きを指す。検認手続きを経て相続人へ移転する財産は検認財産 (probate property)、検認手続きを経ずに移転する財産は非検認財産 (non-probate property) と称する。非検認財産は相続から除外される。

米国の証券ジョイント・アカウントに関する税務概観

- 証券ジョイント・アカウントから生じる税負担は、基本的には可能な限り公平に口座名義人間で負担される。
- 関連する主な連邦税は所得税、キャピタルゲイン税、贈与税、遺産税だが、贈与税と遺産税が特徴的。米国では、贈与税と遺産税が『財産移転に伴う税制(Unified Transfer Tax System)』を構成しており、その控除枠として『生涯控除(Unified Transfer Tax CreditまたはLifetime Exclusion)』が設けられている。日本との主な違いは次のとおり。

【贈与税】納税者 : 贈与者が納税(口座から金銭を引き出したタイミングを贈与とみなす)

主な控除 : 配偶者控除(制限なし)、教育費・医療費(制限なし)*1、生涯控除(11.4百万ドル)*2

【遺産税】主な控除 : 配偶者控除(制限なし)、生涯控除(11.4百万ドル)

JTWROSの税務概観*3

所得税	キャピタルゲイン税	贈与税	遺産税
利子収入・配当収入は、口座名義人間で均等に分配され、課税される。	資本利得は、口座名義人間で均等に分配され、課税される。	配偶者への資産移転は課税対象外。それ以外は、基礎控除・生涯控除を超過した分が課税される。	配偶者への資産移転は課税対象外。課税遺産額から生涯控除を控除した後に課税される。

*1: 第三者のために直接教育機関や医療機関へ支払った教育費・医療費に限られる。

*2: 生涯控除は、贈与税と遺産税で通算する控除制度。2017年までは約5百万ドルに設定されていたが、減税・雇用法の施行に伴い時限措置として2025年までは大きく引き上げられている。なお、生涯控除の水準は税法で定めた基準額にインフレを加味して決まる。上記は2019年の水準。

*3: 他のタイプの税務概観は、付録3を参照。

6. 米国の証券ジョイント・アカウントに関する統計的分析に基づく傾向

米国の証券ジョイント・アカウントの普及状況

- 証券ジョイント・アカウントは、家計金融資産(30.1兆ドル:現預金等を除く)*1の18%(残高ベース)を占める。
- 個人向け証券口座に限定した場合*2は36%(残高ベース)を占める。個人口座(individual account)*3の残高10兆ドルに対して証券ジョイント・アカウントの残高は5.5兆ドルと半分超の残高を有する。このことから、証券ジョイント・アカウントが広く普及していることが伺える。

最も活用されている証券ジョイント・アカウントのタイプの特定

- 証券ジョイント・アカウントの5つのタイプ(p5参照)のうち、JTWROSは残高ベースで82%、口座数ベースで77%を占めていることから、JTWROSが最も普及している証券ジョイント・アカウントであることが伺える。

証券ジョイント・アカウントの活用実態

- 証券ジョイント・アカウントの保有資産の内訳は、投資信託31%、株式28%が占める。個人口座の保有資産の内訳(投資信託26%、株式31%)とその保有資産の構成は近しく、また資産形成に積極的に活用されていることが伺える。
- 証券ジョイント・アカウントの口座名義人の関係性は、夫婦間の名義が65%を占めることから、夫婦間での資産共有・資産形成を目的にジョイント・アカウントが開設されていることが分かる。また、親子間の名義が30%を占めることから、一定数は次世代の資産形成・資産移転を目的としていることが伺える。

*1: 保険・年金・定型保証、銀行預金は除く。

*2: 個人が選択可能な証券口座を対象とした場合。米国では、退職貯蓄や教育資金積立の口座は、個人口座(individual account)であることが義務付けられており、ジョイント・アカウントは選べないことから、退職貯蓄と教育資金積立などを母集団から除外して分析したもの。

*3: 米国の主な証券口座の種類は、付録1を参照。

米国の証券ジョイント・アカウントの基本的な取扱い

- 証券ジョイント・アカウントに関する実務は、基本的には個人向けの証券口座と変わらないものの、口座名義人が複数であることから、幾つか特徴的な点が挙げられる。
 - 【本人確認・マネロン対策】 口座名義人全員への本人確認手続き、顧客情報の管理・更新・モニタリング
 - 【データマネジメント】 口座名義人の数に応じたIDとパスワードの発行(1口座=1IDではないことから、証券会社は口座情報と顧客情報の2つのデータベースで運用)
 - 【株主宛送付物】 証券会社*1から主たる口座名義人宛に送付
 - 【口座取引の制限】 明らかにすべての口座名義人の利益とならない場合には取引を制限(説明のつかない資金引き出しを遅らせる、他の口座名義人への注意喚起など)

証券口座に関する高齢顧客への対応

- 証券ジョイント・アカウントを含む個人向け証券口座全体の対応として、米金融取引業規制機構(Financial Industry Regulatory Authority、以下「FINRA」)は、高齢社会への取り組みを進めており、2017年3月に新たに2つの規則を導入している。
 - 【規則2165】 高齢顧客*2が行おうとしている取引内容を合理的に疑う理由がある場合、証券会社は口座からの資金出納や証券の売却を一時的に停止することが可能
 - 【規則4512】 口座開設時に「信頼できる連絡先のうち、顧客の口座について連絡を受ける可能性のある者の氏名および連絡先(18歳以上)」を取得する努力を証券会社へ課しており、証券会社は口座開設書に「Trusted Contact」欄を設けて対応

*1: 米国では、ほとんどの場合では株式が電子化されており、証券会社の名義で株主名簿に登録されている。

*2: 65歳以上の投資者または判断能力が不十分とみなされる投資者に適用される。

米国の証券ジョイント・アカウントの活用実態からの日本での活用示唆

- 米国の証券ジョイント・アカウントに関する活用実態から日本への証券ジョイント・アカウント導入することで次のような活用が見込まれる。
 - 親子間で共有することによる認知能力・判断能力の低下等に伴う家計金融資産の硬直化の防止(資産の有効活用)
 - 次世代への資産移転の促進
 - 家族間(夫婦・親子間)で共有することにより、日常的かつ柔軟な投資手段の確保(証券市場へアクセスする層の拡大や活性化)

日本の課題(高齢社会)に沿った形での導入の検討可能性

- 日本での導入を検討する際には、より高齢社会の金融サービスに沿った設計にすることも考えられる。例えば、親子間での証券ジョイント・アカウント開設に際して、親世代が高齢の場合には、その資産を詐欺・金銭的搾取から保護する観点などが挙げられる。
 - 親子間の証券ジョイント・アカウントでは、親、子どもの双方が口座へのアクセス権を有することから口座状況を相互に確認可能
 - FINRA規則2165の考え方を参考に、高齢顧客が行おうとしている取引内容を疑う合理的な理由がある場合には、証券会社が取引を一時的に停止することができる措置の導入
 - FINRA規則4512のTrusted Contactの考え方を参考に、口座を共有する名義人(子)へ連絡する仕組みの導入

民法における論点(制度の違い)

- 米国では、一方の共有者死亡時に、他方の共有者がその持分を引き継ぐ「生存者権」が認められている。また、生存者権が付されたジョイント・アカウントを開設し資産を形成する行為は、一方の口座名義人の死亡時にその持分を他方の口座名義人へ移転することを前提としている。その前提から口座名義人は、その口座持分を遺言により譲渡することは認められていない。また、プロベートを経ずに生存者権を有する口座名義人へ財産が移転するため、相続(検認)手続きの対象外となる。日本への導入にあたっては、この「生存者権」の取扱いが論点となる可能性がある。

税法における論点

- 米国では遺産税への11.4百万ドル*1の生涯控除が設けられていることに加えて、2011年以降は、既に亡くなった配偶者の未使用の生涯控除を生存している配偶者が引き継ぐことが認められている。日本の基礎控除(3,000万円+600万円×法定相続人)と比較して控除の金額的規模の差は大きい。証券ジョイント・アカウントの活用を考える上では、資産形成や次世代への資産移転を促す税の枠組みの検討が論点として考えられる。

金融商品取引法・犯罪収益移転防止法における論点

- 金融商品取引法、犯罪収益移転防止法ともに、証券会社の顧客への対応(書面交付、適合性原則、本人確認等)が関係する領域と考えられるが、法規制上では、顧客(口座名義人)の単数・複数については定めがない。日本への導入にあたっては、複数名義人への対応が論点となる可能性がある。

*1: 減税・雇用法により時限的に引き上げられてはいるものの、同法の施行前でも生涯控除は約5百万ドルに設定されている。

付録:資料集

付録1. 米国の主な証券口座の種類	12
付録2. 証券ジョイント・アカウントのタイプ別概観	13
付録3. 証券ジョイント・アカウントのタイプ別の税務概観	14
付録4. 証券ジョイント・アカウントの残高推計	15
付録5. 個人向け証券口座に占めるジョイント・アカウントの割合	17
付録6. 証券ジョイント・アカウントのタイプ別の残高／口座件数	18
付録7. 証券ジョイント・アカウント内の保有資産の内訳	19
付録8. 証券ジョイント・アカウントの年齢構成	20
付録9. 証券ジョイント・アカウントの口座名義人間の関係性	21

個人口座	ジョイント・アカウント	専門口座
<p>標準的な口座</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人口座 (Individual Account) <p>Retirement (退職貯蓄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Traditional IRA ● Ross IRA ● Rollover IRA ● SEP IRA ● Solo 401k ● SIMPLE IRA ● Pension or Profit Plan <p>Education (教育資金積立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 529 Plan ● Coverdell Education Savings Account 	<ul style="list-style-type: none"> ● Joint Tenants with Rights of Survivorship (JTWROS) ● Tenants in Common ● Tenants by the Entireties ● Community Property ● Custodianship or Guardianship 	<ul style="list-style-type: none"> ● Trust ● Limited Partnership ● Partnership ● Investment Club ● Limited Liability ● Sole Proprietorship ● Corporate ● Non incorporated ● Small Business Plans

付録2. 証券ジョイント・アカウントのタイプ別概観

タイプ	所有	相続	口座の解消 (譲渡等)	口座への担保設定
JTWROS	各所有者は、口座に関する同等の権限と未分割の所有権を有している。	一方の口座名義人の死亡時、生存している口座名義人は、プロバートを経ずにその持分を引き継ぐ。	口座の所有権が一方の口座名義人によって譲渡された場合、解消する。	無担保の債権者は、他の口座名義人に対して請求権を有しない。
Tenants in Common	各所有者の持分は独立しており、均等ではない所有権を有する可能性がある。	遺言／プロバートを経て、相続される。	各口座名義人は、自らが有する持分の一部または全てを譲渡することができる。	債権者の請求権は、当該債務者の持分の範囲内に限られる。
Tenants by the Entireties	夫婦での共同所有であり、夫婦は、口座に関する同等の権限と未分割の所有権を有している。	一方の口座名義人の死亡時、生存している口座名義人は、プロバートを経ずにその持分を引き継ぐ。	双方が生存し婚姻関係が継続している場合には、口座の所有権の一方的な譲渡や解消はできない。	債権者は請求権を有しない。
Community Property	夫婦での共同所有であり、夫婦は、口座に関する同等の権限と未分割の所有権を有している。	一方の口座名義人の死亡時には、遺言／プロバートを経て、相続される。	Community Propertyは法制度であることから、口座解消はできるものの、その財産は引き続きCommunity Propertyとなる。	いずれかの配偶者に対する債権でも、債権者は口座の財産全体への請求権を有する。
Custodianship	資産は、代理人によって管理される。	財産は、未成年者が死亡した場合には、親に返還される。	未成年者が18/21歳に達したときに、終了する。	担保設定は認められていない。
Guardianship	資産は後見人によって管理される。	後見人は、相続の請求権を有しない。遺言／プロバートを経て相続される。	裁判所の判断により終了する。	裁判所の判断により決定する。

付録3. 証券ジョイント・アカウントのタイプ別の税務概観

タイプ	所得税	キャピタルゲイン税	贈与税	遺産税
JTWROS	利子収入・配当収入は、口座名義人間で均等に分配され、課税される。	資本利得は、口座名義人間で均等に分配され、課税される。	配偶者への資産移転は課税対象外。それ以外は、基礎控除・生涯控除を超過した分が課税される。	配偶者への資産移転は課税対象外。課税遺産額から生涯控除を控除した後に課税される。
Tenants in Common	利子収入・配当収入は、口座名義人それぞれの口座持分に比例して分配され、課税される。	資本利得は、口座名義人それぞれの口座持分に比例して分配され、課税される。	配偶者への資産移転は課税対象外。それ以外は、基礎控除・生涯控除を超過した分が課税される。	配偶者への資産移転は課税対象外。課税遺産額から生涯控除を控除した後に課税される。
Tenants by the Entireties	利子収入・配当収入は、夫婦で均等に分配され、課税される。	資本利得は、夫婦間で均等に分配され、課税される。	配偶者への資産移転は課税対象外。	配偶者への資産移転は課税対象外。
Community Property	利子収入・配当収入は、夫婦で均等に分配され、課税される。	資本利得は、夫婦間で均等に分配され、課税される。	配偶者への資産移転は課税対象外。	配偶者への資産移転は課税対象外。
Custodianship	利子収入・配当収入は、未成年者の不労収入として扱われ、課税される。	資本利得は、未成年者の不労収入として扱われ、課税される。	基礎控除・生涯控除を超過した分が課税される。	課税遺産額から生涯控除を控除した後に課税される。
Guardianship	被後見人の課税所得として課税される。	被後見人の資本利得として課税される。	原則として裁判所の事前承認が必要。 配偶者への資産移転は課税対象外。それ以外は、基礎控除・生涯控除を超過した分が課税される。	配偶者への資産移転は課税対象外。 課税遺産額から生涯控除を控除した後に課税される。

グラフ1: 証券口座種類別の口座資産残高

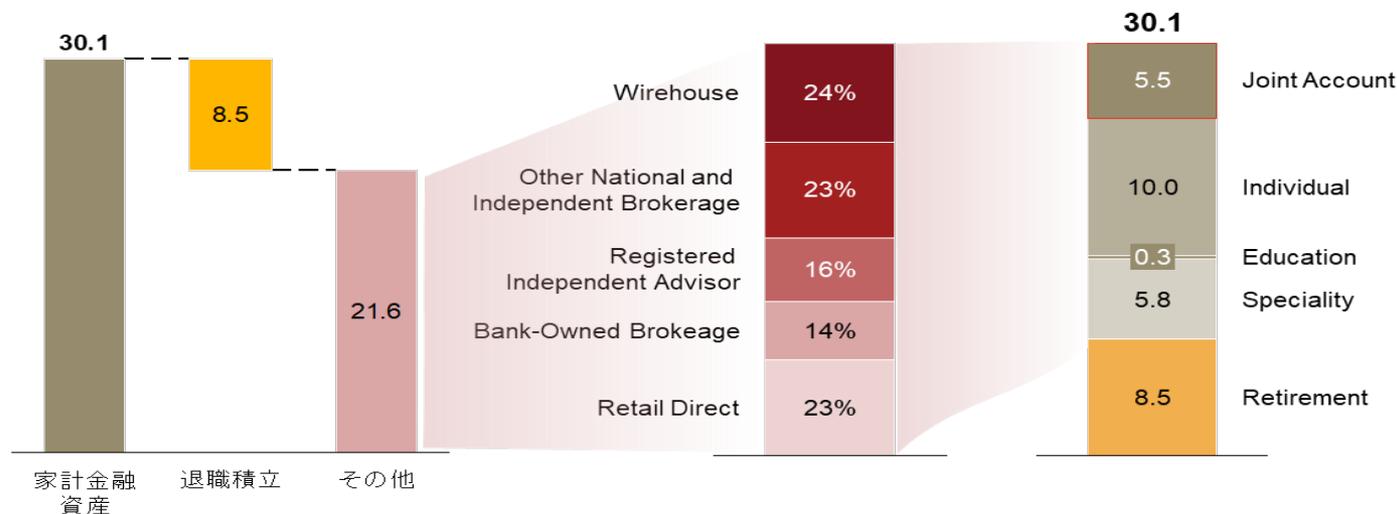
[推計方法]

- ① 家計金融資産残高(現預金等を除く)*1の公表データに基づき、年金資産とその他資産に分類。
- ② 証券会社をチャンネル別に5つのクラスターにグループ化し、各クラスターからデータを無作為にサンプリング。
- ③ その他資産残高(①)とサンプリング(②)をもとに、ジョイント・アカウントの資産残高を推計。

①米国の家計金融資産残高*1
(兆ドル、2017年)

②チャンネル別*2のその他資産占率
(%、2017年)

③口座種類別の資産残高
(兆ドル、2017年)



*1: 保険・年金・定型保証、銀行預金は除く。

*2: 分析にあたっては、チャンネルを5つにグループ化。Other National and Independent B/Dには、National and Regional B/D、Independent B/D (IBD)、Insurance B/Dの3つが含まれる。Registered Independent Advisor には、RIA、Hybrid RIAの2つが含まれる。Bank-Owned Brokerageには、Retail Bank B/D、Private Bankの2つが含まれる。それぞれのチャンネルの特徴や該当する企業例は、補足資料を参照。

(出典) Cerulli Associates, Meridian IQ, Investment Company Institute, Insured Retirement Institute, VARDS, Strategic Insight/SIMFUND, Investment News, Judy Diamond, Department of Labor, PLANSPONSOR, S&P Capital IQ MMD, Financial Planning, Financial Advisor Magazine, Investment Advisor Magazine, Investment Management & Wealth Institute, WealthManagement.com, Financial Planning Association

付録4-補足資料. 各チャネルの概要

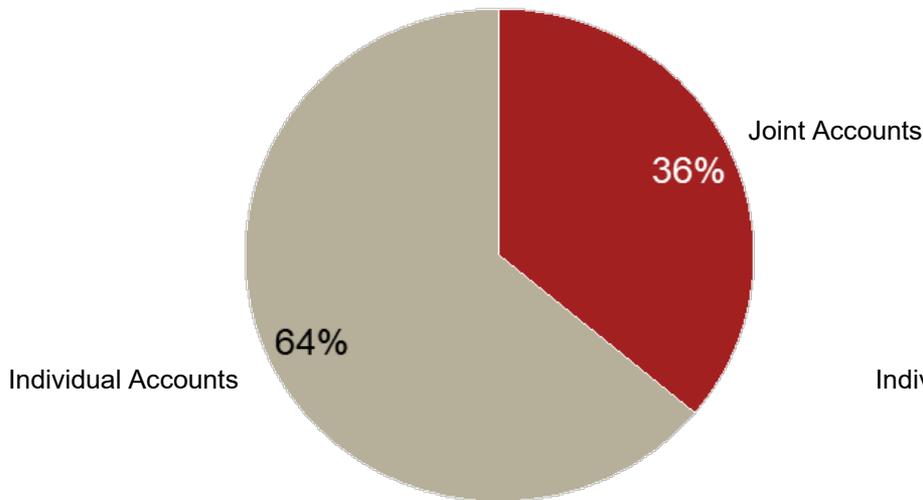
チャネル	金融資産残高 (兆ドル)	概要	該当企業例
Wirehouse	7.2	ウォール街の投資銀行業務、機関投資家向け業務を有し、都心部のマネーセンターとして深く浸透している全国規模の証券会社を指す。ファイナンシャル・アドバイザーを従業員として雇用している。	Merrill Lynch Global Wealth Management, Morgan Stanley Wealth Management, Wells Fargo Advisors, UBS Wealth Management Americas
National and Regional Brokerage / Dealer (B/D)	3.2	全国規模または地域でのプレゼンスが高く、リテールのファイナンシャル・アドバイザー網を有する証券会社を指し、地域やコミュニティとのつながりの強いブティック系なども広く含まれる。ファイナンシャル・アドバイザーを従業員として雇用している。	RBC Wealth Management, Edward Jones, Robert W. Baird, Stifel Nicolaus, Raymond James & Associates
Independent B/D (IBD)	2.8	独立系の証券会社を指し、ファイナンシャル・アドバイザーは、従業員ではなく、独立した立場で証券会社と契約している。ファイナンシャル・アドバイザーが属する組織は、個人事業主から小規模(5人程度)の組織まで、形態も様々である。	LPL Financial, Advisor Group, Cetera, Cadaret Grant, Commonwealth Financial Network
Insurance B/D	0.9	保険会社系の証券会社を指す。ファイナンシャル・アドバイザーは、従業員/代理店/独立した事業主など、形態も様々である。	AXA Advisors, NYLIFE Securities, MML Investor Services, Signator Investors, (John Hancock)
Independent Registered Investment Advisor (RIA)	3.0	RIAは、基本的には米証券取引委員会に登録をしている投資助言アドバイザーを指す。その定義 ^{*1} は、証券に関する助言の提供、レポートや分析の発行、それを業として報酬を得ること、とされている。RIAの組織形態は、企業から個人事業主まで様々ではあるが、特定の証券会社と提携はせず独立しており、顧客への助言を通じて顧客から報酬を得ている。	-
Hybrid RIA	1.7	RIAとして独立して業務を営みつつ、証券会社とも提携をしている形態を指す。RIAとしての報酬を主な収入としつつも、証券会社からの手数料収入も得ている。なお、証券会社に属しており、独立していないRIAはここには含まない。	-
Retail Bank B/D	1.5	銀行のリテール向けに展開している部門を指し、信託部門、プライベート・バンク部門やTPM部門 ^{*2} は除く。一般的にはファイナンシャル・アドバイザーを従業員として雇用しているが、TPMの従業員、またはTPMと契約している独立したファイナンシャル・アドバイザーも想定される。	Chase Private Client, Citi Personal Wealth Management, Wells Fargo BBA (branch-based advisors), Fifth Third Securities, Cetera Financial Institutions
Private Bank	2.9	個人預金や貸出業務を主業務とする銀行ではなく、ウェルスマネジメント、投資管理、投資銀行業務等の業務能力を有している銀行を指す。多くのプライベート・バンクは全国展開しているものの、富裕層を対象とした特定の市場でのみ業務を行っている。	J.P. Morgan Private Bank, Citi Private Bank, Deutsche Private Wealth Management, Wilmington Trust
Direct	6.9	ダイレクト・チャネルを指す。オンラインで直接口座を開設する形態である。顧客への個別の投資アドバイスは行われず、全社的な枠組みの中で情報が提供される(市場動向やレポートなどをオンラインで掲載)。	Schwab, TD Ameritrade, E*TRADE

*1: 15 U.S. Code § 80b-2(11): <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/15/80b-2> を参照。

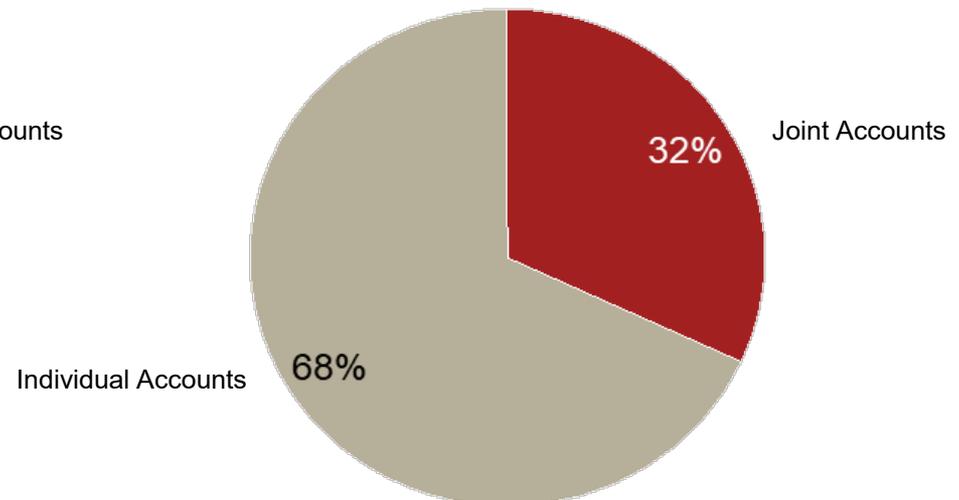
*2: Third Party Marketing Firms。外部の小規模な金融機関などへ証券仲介に関わるサービスを提供することを指す。

グラフ2: 個人向け証券口座に占めるジョイント・アカウントの残高／口座件数の割合

口座残高*1に占めるジョイントのアカウントの占率



口座数*1に占めるジョイントのアカウントの占率

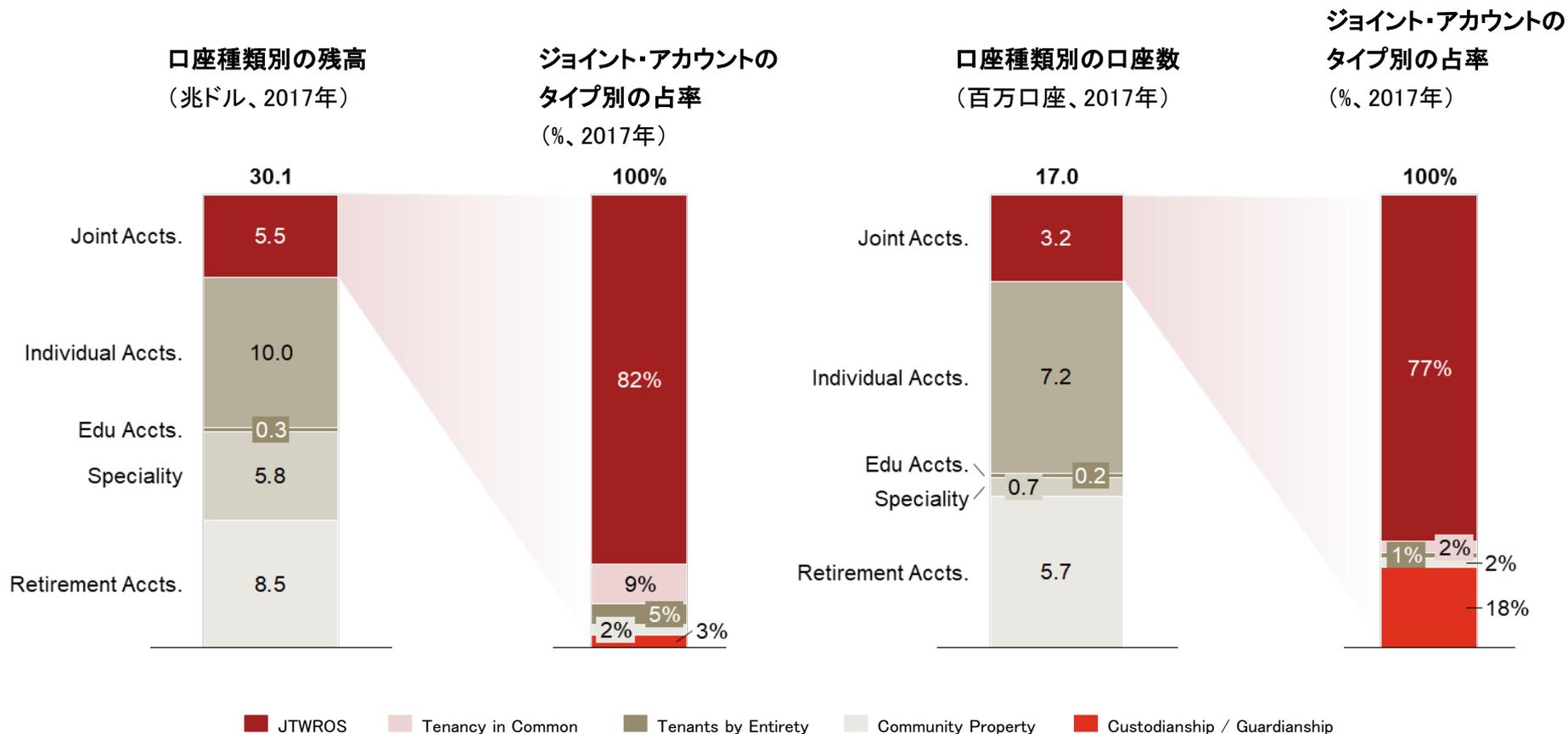


*1: 個人が選択権のある中で開設している口座を母集団としている。

(米国では、退職貯蓄や教育資金積立の口座は、個人口座 (individual account) であることが義務付けられており、ジョイント・アカウントは選べないことから、退職貯蓄と教育資金積立などは母集団から除外)

(出典) Cerulli Associates, Meridian IQ, Investment Company Institute, Insured Retirement Institute, VARDS, Strategic Insight/SIMFUND, Investment News, Judy Diamond, Department of Labor, PLANSPPONSOR, S&P Capital IQ MMD, Financial Planning, Financial Advisor Magazine, Investment Advisor Magazine, Investment Management & Wealth Institute, WealthManagement.com, Financial Planning Association

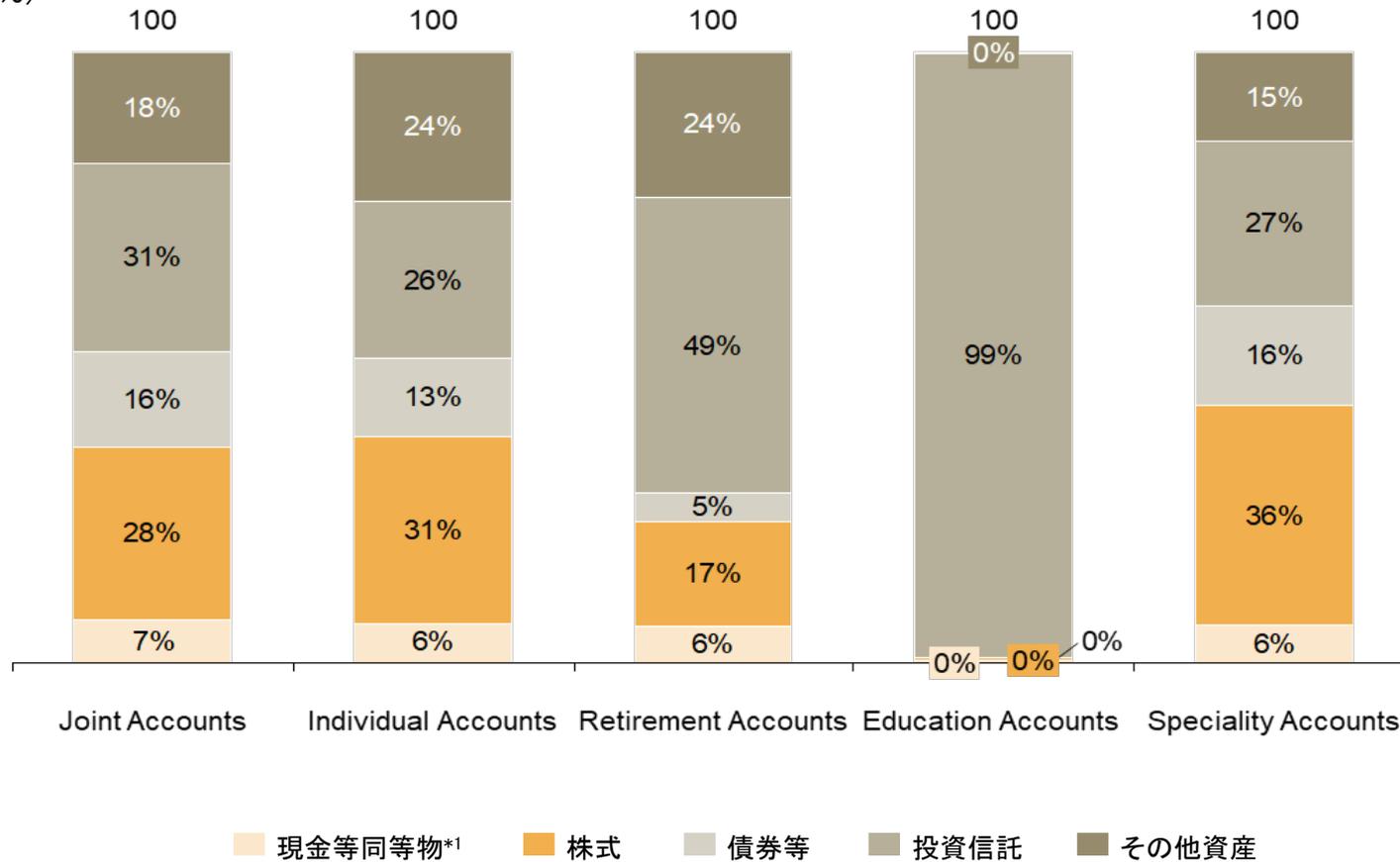
グラフ3: 証券ジョイント・アカウントのタイプ別の残高／口座件数の占率



(出典) IRS, Cerulli Associates, Meridian IQ, Investment Company Institute, Insured Retirement Institute, VARDS, Strategic Insight/SIMFUND, Investment News, Judy Diamond, Department of Labor, PLANSPONSOR, S&P Capital IQ MMD, Financial Planning, Financial Advisor Magazine, Investment Advisor Magazine, Investment Management & Wealth Institute, WealthManagement.com, Financial Planning Association

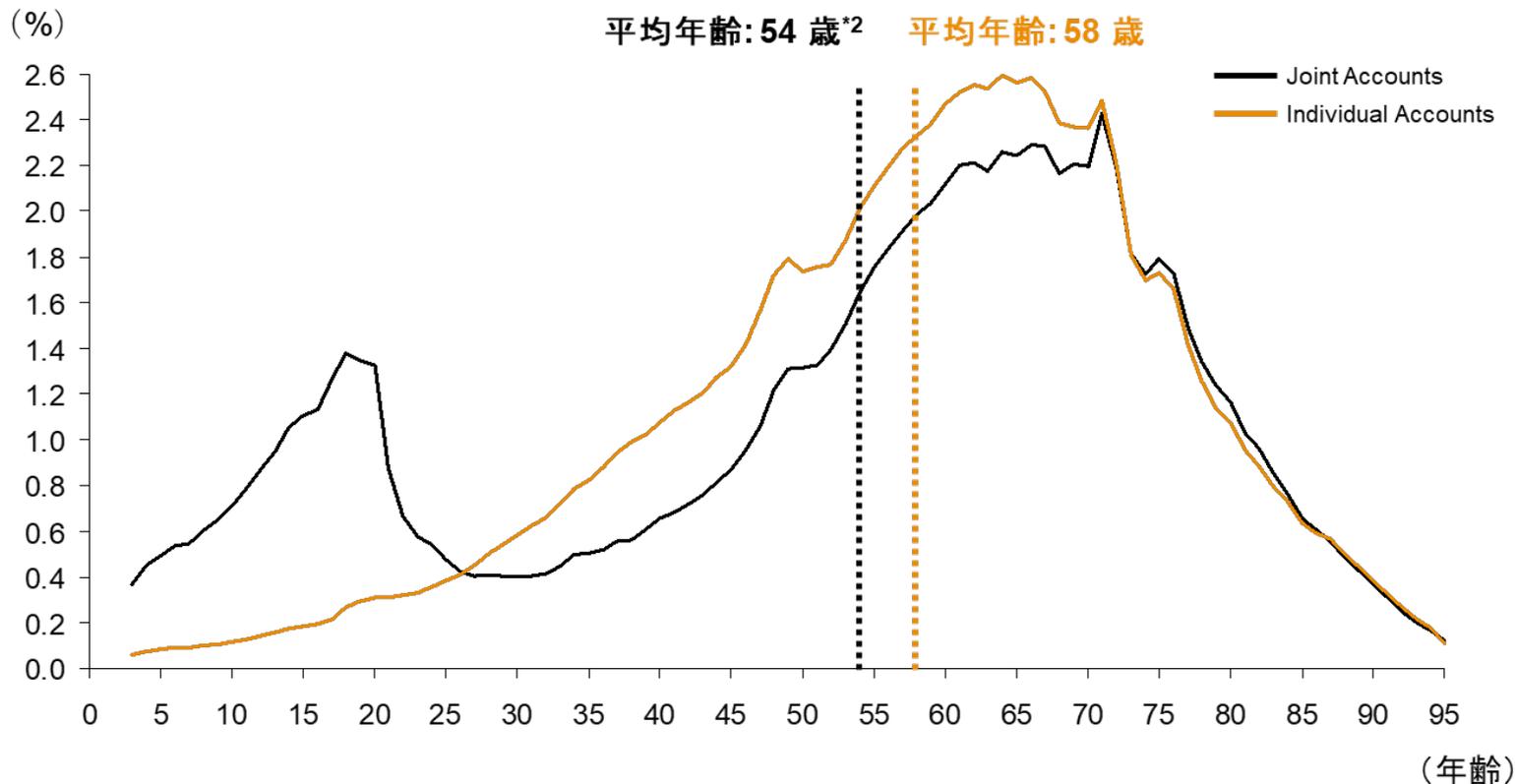
グラフ4: 証券口座種類別の保有資産の内訳

保有資産の内訳
(%)



*1: 現金同等物には、預り金やMMFなどを含む。

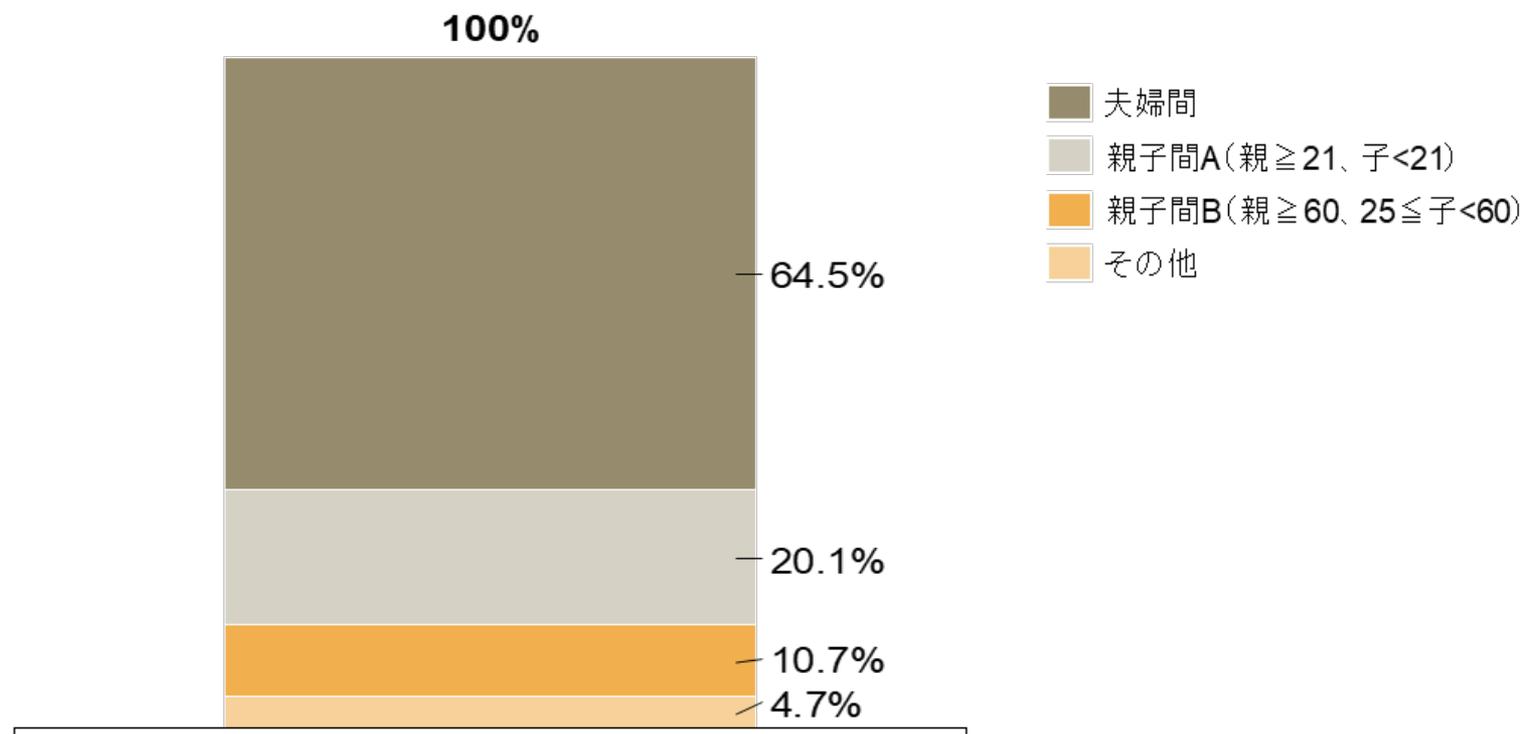
グラフ5: 証券ジョイント・アカウント*1と証券個人口座の年齢構成の比較



*1: 主たる口座名義人の年齢を用いてグラフ化。主たる口座名義人とは、証券会社に主たる口座名義人(1人)として登録されている者を指す。

*2: ジョイント・アカウントにCustodianship(未成年が主たる口座名義人)が含まれることから、ジョイント・アカウントの年齢分布には二つの山がみられる他、平均年齢を引き下げる要因となっている。

グラフ6:証券ジョイント・アカウントの口座名義人間*1の関係性



*1: 子どもの年齢が21歳から24歳の間については、サンプルとなるデータ数が少ないことから分析から除外している。

END

米国のジョイント・アカウント制度の調査と日本への示唆

2019/4/25